

# 平成31年度広島県・広島市教員採用候補者選考試験

※本選考試験への出願は、原則として、電子申請とします。電子申請による出願方法等、早めに確認してください。

## 社会人を対象とした特別選考（高等学校・看護）の受験資格の変更

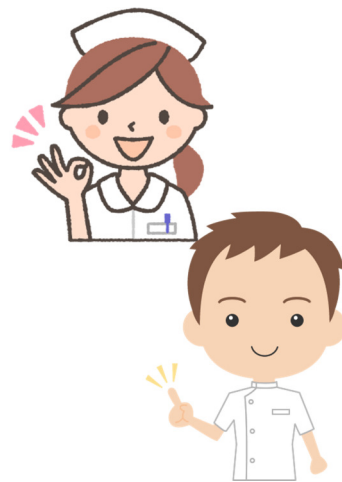
社会人を対象とした特別選考（高等学校・看護）の受験資格の一つである看護師等の実務経験年数を、5年から3年に変更します。

なお、実務経験以外その他の要件等については、実施要項で確認してください。

（変更後）

イ 実務経験について

「看護」の受験については、看護師免許証を有し、国公立又は民間病院等において、正規職員の看護師（助産師、保健師、看護学校等の教官経験を含む。）として通算3年以上の実務経験があること。



## 採用候補者の名簿登載期間延長を最大で2年間まで拡大

本人の希望により、教員としての能力及び資質の向上を目的として大学院等に修学する場合、任命権者にその旨の申出を行い、許可を得た者に限り、これまで1年間であった名簿登載期間の延長を最大で2年間延長できるものとします。詳細は実施要項で確認してください。

（取扱いの範囲等）

- 対象者は、出願時において、受験する校種・職種・教科の教育職員免許状を取得又は平成31年3月31日までに取得見込の者とする。ただし、出願時に大学院等で修学している場合においては、受験する校種・職種・教科の教育職員免許状を取得している者に限る。なお、出願時において受験する職種・校種・教科の教育職員免許状を取得見込であって、名簿登載期間延長の許可を得た者が、本選考試験の受験年度末までに受験した校種・職種・教科の教育職員免許状を取得できなかった場合は、名簿登載を取り消すこととする。
- 名簿登載期間を延長する期間は1年又は2年とし、更新を認めない。
- 大学院等に修学する場合には、国内の大学院に修学する場合のほか、国内大学の研究生又は科目等履修生として学業を継続する場合及び海外の大学又は大学院に修学する場合を含む。ただし、1年又は2年延長した採用年度の4月1日時点で修了していることとする。

## （注意）英語の資格による加点制度

本選考試験では、英語の資格による加点制度を設けています。

加点対象の資格を有する場合、電子申請による出願をした場合においても、英語の資格証明書の写しを受付期間内に提出（持参又は郵送）する必要があります。該当の場合は忘れずに提出してください。

なお、加点制度の詳細は実施要項で確認してください。



※詳しくは、「平成31年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験実施要項」を御覧ください。